

京滋コンクリート診断士会会則（第10回改定）

第1章 総則

第1条（名称）

本会は名称を、「京滋コンクリート診断士会」（以下「本会」）とする。

第2条（事務局）

本会は、事務局をインターネット上に置き、運営するものとする。
(<http://www.kscd.jp/>)

第2章 目的および活動

第3条（目的）

本会は、公益社団法人日本コンクリート工学会（以下「J C I」）のコンクリート診断士制度の趣旨に基づき、コンクリート診断士の技術力向上、社会的信頼の向上を図り、コンクリート構造物の信頼性を高め、社会基盤の整備に寄与する活動を通じて地域・社会に貢献することを目的とする。

第4条（活動）

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 会員のコンクリート構造物の診断と維持管理全般に関する知識および能力の向上に資する活動（研修会、見学会、技術交流/情報交換会等）
- 2) J C Iにおけるコンクリート診断士制度の運用と発展に貢献するための活動
- 3) コンクリート診断士の社会的信頼の向上に資する活動
- 4) コンクリート構造物の診断と維持管理全般に関する最新技術情報の収集と会員への配信
- 5) 京滋地区におけるコンクリート遺産、コンクリート構造物の調査
- 6) 会員相互の交流、親睦を深め連携を推進する活動
- 7) その他本会の目的達成に資する活動

第3章 会員

第5条（会員）

本会の規約第3条の目的に賛同し、主に京阪神地区(近畿2府4県)で活動し、コンクリート診断士の資格を有する個人を正会員とする。但し、正会員以外の会員は以下の規定によるものとする。

- 1) 専門会員は、主に京阪神地区(近畿2府4県)で活動し、コンクリート診断士受験資格に該当する何れかの資格（末尾参照）を有する個人とする。
- 2) 一般会員は、資格の有無、活動地域に関係なく、当会の目的に賛同する個人、またはコンクリート診断士の取得を目指す個人とする。

- 3) 賛助会員は、企業の活動地域に関係なく、当会の目的に賛同する法人とする。賛助会員は、その法人に所属し、該当する資格を持つ者1名を登録会員として正会員、専門会員もしくは一般会員に登録することができる。なお、賛助会員は、登録会員のみが総会議決権を有する。

第6条（入会）

本会への入会は、正会員もしくは専門会員2名の推薦をもち、運営委員会にて承認された場合に入会を認める。但し、入会金、年会費の納入の確認をもって会員とする。

第7条（退会）

- 1) 会員は、次の各号の一に該当する場合に退会する。
 - 退会の届出をしたとき
 - 死亡したとき または法人では解散したとき
 - 除名されたとき
- 2) 退会の届出は、会長に対し書面をもってしなければならない。また、診断士等の資格を喪失した場合も同様とする。
- 3) 会員が引き続き2年にわたり会費を納めないときは、運営委員会の決議によって、退会したものとみなすことができる。
- 4) 会員は、法または本規約に違反し、本会の秩序または信用を害し、また、その他コンクリート診断士の品位を失うような行為をしたときは、総会または臨時総会の議決に基づき除名することができる。但し、その会員に対し総会または臨時総会の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

第4章 本会の運営

第8条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年10月1日より翌年の9月末日とする

第9条（運営委員会）

本会の運営は、次の役職からなる運営委員をもって組織される運営委員会により、総会の議決に基づいて執り行う。

- 1) 会 長 1名
- 2) 副会長 1～2名
- 3) 理 事 2名以上（内1名は会計担当）
- 4) 事務局長 1名
- 5) 監査役 1名

第10条（運営委員の選任）

運営委員は、総会において選任する。なお、各運営委員は正会員もしくは専門会員から選出する。但し、監査役は一般会員を含めた中から選出する。

- 1) 会長は、運営委員会にて選出され、総会の承認をもって任命される。
- 2) 運営委員の各役職は、会長が推薦し、総会の承認をもって任命される。
- 3) 運営委員の任期は、選任されたときより2年後の通常総会までとする。但し再任は妨げない。

- 4) 運営委員が第7条の規定により退会または退任した場合は、運営委員会は後任の運営委員を選出し、速やかに会員にこれらを通知する。但し、後任委員の任期は、前任委員の残期間とする。

第11条（運営委員の職務）

各運営委員は、別に定める他、次の職務を有する。

- 1) 会長は本会を代表し、本会の運営を統括する。
- 2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて職務を代行する。
- 3) 理事は、本会の運営、事業の実施について、会長を補佐する。
- 4) 事務局長は、会務全般を総括する。
- 5) 監査役は、本会の会計および事業を監査する。
- 6) その他、本会の運営に必要な会務は、各運営委員が協力して執り行う。なお、会務は、運営委員会で承認を得て、必要に応じて外部委託をすることができる。

第12条（顧問、名誉会長、相談役）

本会は、顧問、名誉会長、相談役を置くことができる。

- 1) 顧問は、学識経験者の中から運営委員会で推薦し、総会で報告し、会長がこれを委嘱する。
- 2) 名誉会長は、本会の発展に顕著な功績のあった者で、運営委員会で推薦し、総会で報告し、会長がこれを委嘱する。1名または空位とする。
- 3) 相談役は、本会の運営に深く携わり、豊富な経験を有するもので、運営委員会で推薦し、総会で報告し、会長がこれを委嘱する。
- 4) 顧問、名誉会長、相談役は、本会对し、必要な助言をすることができる。

第5章 会議

第13条（会議の種類）

本会に次の会議を置く。各会議の議長は、会長がこれを行う。

- 1) 総会
- 2) 運営委員会議

第14条（通常総会）

通常総会は年1回開催し、次の事項を審議する。なお、1)～4)項に関する議案は、運営委員会で取り纏める。

- 1) 事業報告および収支決算
- 2) 事業計画および予算
- 3) 会則の改定
- 4) 運営委員の改選
- 5) その他、総会が必要と認める事項

第15条（臨時総会）

次の場合、臨時総会を会長が招集することができる。

- 1) 会長が必要と認めたとき
- 2) 議決権を有する会員の1/3以上の要望があったとき

第16条（総会の議決）

総会は、議決権総数の1/3以上の出席を要し、出席議決権の過半数をもって議決とする。但し、委任状による出席を認める。

第17条（運営委員会議）

運営委員は、適宜、運営委員会議を開催し、第4条、第6条の各項に関する事項等、本会の運営に必要な事項を審議、決定し、執行する。

第6章 会計

第18条（入会金）

本会の入会金は正会員・専門会員・一般会員を3,000円、賛助会員を10,000円とし、運営委員会の入会承認後に納入するものとする。

第19条（年会費）

本会の年会費は正会員・専門会員・一般会員を4,000円、賛助会員を20,000円、また正会員のうちJCD加入者は1,000円を加える。原則として銀行振込みとし、振込みに要する費用は会員が負担する。但し、会の運営上、運営委員会が必要と認めた場合は、臨時総会で承認を得て、臨時会費を徴収することができる。

第20条（決算）

本会の決算は、毎事業年度終了後、速やかに決算書を会計担当理事が作成し、監査役の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第7章 文書管理

第21条（文書管理）

事務局長は、常に最新の文書類（規約、運営委員会名簿、会員名簿、事業報告書、収支決算書、財産目録、事業計画書、収支予算書等）を備えておかななければならない。但し、これらの文書は電子データで保存してもよい。

第8章 その他

第22条（会則）

- 1) この会則の執行にあたり必要な規定および事項は、運営委員会の決議により決定する。
- 2) この会則は、平成20年8月22日に発効する。

第23条（定めなき事項）

会則に記載無き事項は、運営委員会にて協議のうえ決定する。

以上

専門会員保有資格（コンクリート診断士受験資格）

- | | |
|---|--------------------------------|
| 1 | コンクリート主任技士 |
| 2 | コンクリート技士 |
| 3 | 一級建築士 |
| 4 | 技術士（建設部門） |
| 5 | 技術士（農業部門－農業土木） |
| 6 | （特別上級・上級・1級）土木技術者（土木学会） |
| 7 | RCCM（鋼構造及びコンクリート）（建設コンサルタンツ協会） |
| 8 | コンクリート構造診断士（プレストレストコンクリート工学会） |
| 9 | 1級土木施工管理技士または1級建築施工管理技士 |

改訂履歴

- | | |
|--------|-------------------------|
| 初版発効 | 2008. 8. 22 |
| 第1回改定 | 2008. 9. 24 役員会承認 |
| 第2回改定 | 2010. 10. 27 第2回通常総会承認 |
| 第3回改定 | 2011. 4. 14 役員会承認 |
| 第4回改定 | 2015. 10. 30 第7回通常総会承認 |
| 第5回改定 | 2016. 10. 28 第8回通常総会承認 |
| 第6回改定 | 2017. 10. 31 第9回通常総会承認 |
| 第7回改定 | 2018. 10. 26 第10回通常総会承認 |
| 第8回改定 | 2020. 10. 23 第12回通常総会承認 |
| 第9回改定 | 2022. 10. 28 第14回通常総会承認 |
| 第10回改定 | 2024. 10. 25 第16回通常総会承認 |